

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 9 月 30 日（金）第3251号の 2

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

収 用 委 員 会 告 示

○収用裁決申請事案に係る公示による通知

（収用委員会取扱い） 1

収 用 委 員 会 告 示

鹿児島県収用委員会告示第4号

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条の規定により，次のとおり公示による通知を行う。

平成28年 9 月 30 日

鹿児島県収用委員会

1 通知すべき事項を記載した書類の名称

平成28年 9 月 23 日付け鹿収第27号「高速自動車国道東九州自動車道新設工事（鹿児島県志布志市志布志町志布志字見帰地内から鹿屋市串良町細山田字立小野堀地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用道路付替工事」の収用案件に係る審理の開催通知

2 通知を受けるべき者の住所及び氏名

登記名義人（亡）坂元定則

法定相続人

福田幸造

住所不明

ただし，住民票上の住所

大阪府大阪市淀川区十八条三丁目12番7号

3 収用しようとする土地等の表示

土地の所在	地 番	地 目		全体の地積（㎡）		収用しようとする 土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公 簿	実 測	
鹿児島県曾於郡 大崎町假宿字荒 園地内	3500番1	山林	山林	1,098	1,098.13	24.07

4 通知すべき事項を記載した書類の保管等

鹿児島県収用委員会事務局（鹿児島県土木部監理課用地対策室内）に保管しており，2に掲げる者にいつでも交付する。

なお，1に掲げる書類を受領しないときは，平成28年10月21日をもって通知があったものとみなされる。